九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

肥前国多久領狩谷石炭仕組山の入札とそのてんまつについて

稗田, 朴三
北方町史編纂委員会

https://doi.org/10.15017/13762

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 15, pp.215-227, 1991-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

肥前国多久領狩谷石炭仕組山の入札と
そのてんまつについて

稗田朴三

はじめに

この史料は江戸時代末期、佐賀藩の親類額多久氏所領の産物方役所が、所管の事項を記録した日記がわが家に残っている。

これは西日本文化協会発行『九州石炭砿業史資料目録』第七集（昭和五十六年二月二十日）、に稗田家文書目録（一）八八号「産物方役所日記」、及び稗田麟蔵が誌した日記「当時帳」六六号によるものである。

「産物方役所日記」は慶応二年寅十一月から同四年辰八月（明治元年）迄で終っており、「当時帳」元治二年乙丑正月（慶応元年）十一月に書き起こし、慶応四年十月晦日で終っている。稗田麟蔵は文久三年より大副石炭仕組山をあづかり経営を行っており、「当時帳」には多久領主の御産物方役所、本藩石炭方役所との交渉など炭鉱経営全般について記録している。

時まさに幕末王政復古の混沌とした時期にさしかかっていた。佐賀藩では軍備強化拡充で、軍艦・洋式銃砲等を外国より購入し、兵員を訓練し非常事態に備えていた。多久邑邸に於いても、その負担で財政事情は著しく逼迫していた。

多久領には産炭地が数多くあった。領内南部地区北方郷の北方・志久・焼米の各村々、北部地区の多久郷小侍・別府・多久原などの村々で石炭が産出し、盛衰存亡をくり返していた。当時北方村の大副石炭仕組山と、小侍村高木川内の狩谷石炭仕組山は、屈指の優良鉱で船舶の燃料に適する良質炭は長崎港や佐賀藩の艦船や製錬方の鋳立方に送られその他は地売や徳用炭（焼炭）として石炭問屋の手によって売りさばかれていた。

この時期には多くの炭山は、長年月にわたる乱掘等により産出高が少なくなり、運上銀や冥加銀収入が減じ、産物方では苦慮していることが次のように記されている。

石炭御仕組之義、狩谷、大副両山之御運上、年ニ凡千七八百両位ハ御取納相成り候見渡前ニ御座候処、大小銃其外御取入レ、御軍備之筋大総之銀高相揚り、石炭御益銀丈ニ而ハ、年々御不足打チ重ナリ、古実（ハゼ）御仕切目安前七千五百金之御不足ニ而、いつ連与（ヒ）御運之道無之而ハ、御本方へ右丈御借銀ヲ以被相弁たる義ニ御座候。惣而者大副山之義も最早掘り尽シ山仕廻（ママ）ニ相成候由ニ付而ハ、是又御運上相減ズ義ニ御座候。尤モ焼米村池田山石炭掘仕組、取り懸リ居り候へ共、数千金空敷（ムナシク）懸ケ潰シ、殊ニ深ケ底之炭立勝ニ而、此向迚も過分之入費相懸り、何分連続之程、無

覚束仮令全分之出炭有之而も太金入費之末ニ而、存分御運上ヲ相懸ケ様も有御座間敷ク、先者狩谷一山之御運上丈共ニ而ハ、前所御借銀急ニ御払切之義、何分届兼ネ候義ト相見候。元来石炭方苛酷之仕組勝ニ而石炭御買揚直段其外、割引不相懸、請元共トも及損失候処ゟ、御運上も纔ながらも御取納不相成ニ付、今少し御利息相附ケ候様御願啓之道者有御座間敷哉。於然者大副山と引続キ、志久村熊副山先年掘跡古砿仕繰之場所ゟ高野寺山ニ懸ケ今又掘仕組被相調候而、南北之御益銀ヲ以、御借銀ヲ相潰候上何程歟ハ御余金も可有御座与(ト)、於役内者相考候義ニ御座候。此段気附之次第御達仕候。

卯六月　　御産物方

狩谷石炭仕組山の位置

この石炭山（炭鉱）は小城郡多久郷小侍村高木川内狩谷、（多久市北多久町）にあった。西部に八幡岳（標高七五三米）および女山（標高六八四・九米）の山がそびえ、北部には天山（標高一〇四六・二米）の高峰がありその山麓部に位置し、内陸部に属している。

石炭の輸送には、狩谷山より、山崎（土場）までおよそ四粁を荷駄で運び、山崎土場より川舟で古賀津まで運び更に古賀津より本船で牛津川を六角川の河口の住の江港に至り、有明海を渡り長崎や各地の港へと運ばれているが、山から浜までの間には距離が長く石炭輸送には不便な事が多く記録に残されている。

○沿革

この山の沿革は、寛政七年四月八日、小城郡晴気の者が領主に石炭掘り方を願い出ているのが「多久御屋形日記」にある。これが初見で、「多久小物成方役所控」には、翌八年七月二十八日、五カ年の期限を定めて掘り方が許されたとある。以来五年ごとに請元が交替で石炭が採掘されて、それを焼いて「焼がら」として、小城・牛津・佐嘉城下の家庭燃料として販売されていた。

慶応三年五月までで狩谷石炭山は、請元期限が終ることになった。この噂は忽ち領内にひろまり多くの人々が採掘の権利を得ようと領主の役所に願い出ている。願い出の書面は十一通もあり、これを御産物方役所が受理した。希望者が多いため評議にかけられ入札となった。願い出た書面を次に掲げる。

（一）卯三月四日茨原(アザミバル)村五人連名

乍恐奉願口上覚

我々儀年来茨原村住居罷在田畑作下地被仰付御重恩之御陰ヲ以可成相務仕難有仕合奉存上候。就而ハ御仕与石炭方容易難奉願上御座候へ共、先祖元右衛門与申者百年已前茨原村請山之内ゟ石炭掘出焼がらにして、御私領売廣仕度奉願上候処御運上銭五百目ヒ相掛其後樵右衛門与申人佐嘉御城下表其外売廣仕度奉願上義御座候へ者、御運上銭壱〆匁ヲヒ相懸老人手明之子供ニ志飛藁(しびわら)ニ而縄俵拵ヲモ役立セ焼売俵ニして古賀津(牛津川の港)出ニて売方相成右人々之蔭ニ其後度々入替リ御運上銀相増候へ共近右衛門迄被仰付其後村内ニ而ハ本受之人も無御座候ニ付而ハ先年山犬原村十蔵ゟ相談ニ付下地山掘方之場所補金取納いたし下請ニ差出、其末当村久米右エ門名前ニして小侍村惠介本請被致其跡六七年多久原良右衛門本方(もとかた)相成打追之田畑山其外道橋迄補被相附義ニ御座候へ共、先祖共ゟ之仕置ニ而佐

嘉多久御勝手方御仕組ニも相成難有次第奉存上候。惣而者村方存田畑山代々御上納下地之内石炭掘方相成候跡永否之場所相成纔之取納仕、下請差出候而者先年役立候先祖へ申訳無御座ニ而浦狩谷前狩谷掘焼之場所ハ村方御上納下地之内ニ付御運上之義御定通月々当相納候条右立場所ゟ掘焼本方村中ゟ御見立ヲ以当春居附ゟ被仰付被下度奉歎願候条其通被仰付於被下者右山地床道橋田畑名寄前御引当差上申上義御座候万一月割御運上纔ニ而も不納之節者右御引当御勝手次第御支配可成候猶又已後之場所我々下作地下地山ニ御座候へ者尚又念ヲ入れ掘方可仕前所之通格別之御評議ヲ以御支所無御座候ハバ何卒願之通被仰啓可下義奉歎願上候条御筋へ宜敷被仰啓可被下義深重奉頼上候

卯二月

初五郎
清右エ門
義　助
庄兵衛
唯右エ門

御産物方御役所

（二）卯三月七日志久村米吉

奉願口上覚

某義志久村罷在酒屋商売等仕罷在候処先年熊副山（北方郷志久村）御仕組ニ而中島十蔵請元ニ〆石炭御仕組相成候処最初出炭売運方捌ケ差居候而親嘉助詰合仕売運方相附候へ共御奉公ニも可相成扨又自身相続之助与も可相成ト相心得奉願諸方船積運上処懸り合彼是ニ而過分之金銀及損失迷惑仕候へ共彼是御仁恵之御蔭ヲ以当難相凌キ難有奉存上候、然処去寅秋唐津公領篠原村市丸策馬（東松浦郡厳木町）ト申ス人請元ニ而瀧野山ト申ス所へ石炭仕立相成候ニ付兼而当人念頃之訳ヲ以テ売仕払立入之相談相成シ惣而ハ古賀津出シ積方仕候へ者御為ニモ相成自身相続之助ニも可相成ト相心得奉願上、則願之通立入被差免候ニ付、専仕繰仕候処去秋時分少々炭掘出候へ共其後くひ違ニ行合一切炭出不申殊ニ番（ママ）返シ壱間ニ六尺余も相返り当惑仕候へ共其儘相止候へハ過分之損銀何分ニも難捨兼相心得旧冬ゟ年始ニ懸爰限差部り仕繰相励候へ共已前ゟ追々取尽之山ト相見エ出炭無之候、迚も損銀取戻ハ扨置弥ケ上深渕之損銀相立候ニ付、乍残念取止申候、俄ニ過分之損銀相捨此儘ニシテハ甚ダ以残念千万ニ奉存候、就而ハ近頃難奉願上奉恐入候へ共かり谷山之義良右エ門交替之由候へ者右之場所良右エ門跡山之処御憐愍ヲ以某へ請元被仰付被下度伏而奉頼上候条被差免於被下ハ御蔭難渋相凌旁御重恩之程猶又難有仕合ニ奉存候、何卒格別之訳ヲ以願之通被差免被下様筋々宜敷被仰啓下義深重奉願上候

卯二月

志久村　米吉

御産物方御役所

（三）卯三月十日北方宿大副山請元麟蔵（佐賀郡北方郷大浦村）

乍恐奉願上口上覚

某義大副山請元被仰付置候処深底其外手入之場所ニ而重懸以前之処ハ再々水相溜メ砿内満水仕候故山中之元右水壱遍ニ出懸り昼夜数拾日者出炭不仕、去迚飯米雑用少シニ而も相減候様無之飯米代銀払方仕半而ハ不相叶非常之銀調相調置候処其崇り今以相滞り、御取替御拝借等御槌リ申上げ御蔭を以当難相凌罷在義ニ御座候、惣而者上石下炭凡二〆見積御拝借金

且又銀借等取束ネ算用仕見候処過分之不足相見ェ当山之義も近々仕舞山ニ相成ル大見渡相附候而ハ至極心痛罷在義ニ御座候　此儘ニ而相止り候亘り如何ニも残念千万ニ奉存上候間狩谷山御掘焼請元多久原村良右ェ門殿満年ニ相成候由ニ而交代被致趣承知仕候、依って近来御用繁之御半難奉願重畳恐至極奉存上義ニ御座候へ共、右狩谷山請元某へ被仰付被下道ハ有御座間敷哉伏而歎願上候、尤モ御運上之義ハ被仰付次第可奉差上候条御仁恵を以て御支所無御座候ハハ願之通被相済被下様御筋々宜敷被仰達可下義深重頼上候　已上

卯三月　　大副山請元麟蔵

御産物方御役所

（四）卯三月十五日狩谷山請元村山良右衛門

奉願上口上覚

某儀是迄狩谷石炭山請元被仰付御重恩千万難有仕合奉存上候、就而ハ当五月中限御定年季相満候ニ付而ハ仕退仕組仕候半而不相叶候へ共、近年諸色未曽有之高価ニ而夫ニ準ヒ石炭之義も引揚候半而ハ引合不申候へ共、御城下押直段相立居候へ者精々出佐嘉等仕直段揚御願申上候処ゟ只今相応之御運上差上候通ニ相成少シ成共御奉公之端ニも与奉存候、諸入費等も過分相懸ケ直揚相調義ニ御座候、惣而ハ、初発ゟ佐嘉御役筋其外過分之借財等を以掘仕組罷在候処、尓今仕退出来不申且又石炭代銀をも過半引懸相成居只今右山取止候而者過分之損失被相見十方に暮罷在義ニ御座候、依之容易難奉願上恐多奉存上候へ共、右山打追之通向五ケ年限奉願継之義ハ被相叶間敷哉只管奉歎願義ニ御座候、於然者御蔭を以佐嘉借財筋其外程能相凌、引懸等之義も取立行届尚又御仁恵之程難有仕合奉存上候条何卒格別之御憐情を以願之通被差免被下様御筋々宜敷御評議仰整可下義深重奉頼上候　以上

請元　良右衛門

卯三月

御産物方御役所

（五）卯三月十七日北方宿樵兵衛綱太郎

乍恐奉願上口上覚

我々義北方宿罷在纔之商売相営御蔭を以押々続仕り難有仕合奉存上候然処志久村懸り熊副山御掘方山犬原村十蔵殿請元ニ而先年御掘仕与相成末掘跡之石炭有之候を右場所我々ニ而請元被仰付候様奉願上候処去々暮如願被差免被下難有御預り申上去丑春草早々仕繰行懸申候処折悪敷雨天勝ニ而存外之雑費懸り殊ニ諸色高価ノ時節柄ニ而勿論小身之我々案病（ママ）罷在候へ共一応ハ存分之出炭可仕夫乃己（それのみ）相楽シミ彼是之手配相整へ最早砿内切羽等太躰見渡相附近々出炭も可有御座候へハ第一御益ニも差構ェ可申ト相心得罷在候処俄ニ御留山ニ相成段被仰達奉畏入候早速取止メ候処案外之義ニ而実ニ困窮仕り折角夫迄之処砕心魂最限手を尽候義只徒ニ相成過半之損失相立候へハ銀向者催促稠敷如何可仕様無御座不得止事家居其外沽却仕候而も中々足合不申甚ダ貧苦差迫り罷在義ニ御座候故去暮ゟ熊副取残シ且又両谷御掘仕与請元被仰付被下段再応願書差上奉歎願義ニ御座候へ共是迄差分兼心痛千万罷在候半、狩谷山御焼請元交替ニ相成候趣承知仕右熊副西谷之場所難被差免義も御座候へハ狩谷山御掘焼請元之義我々ニ被仰達下参道ハ有御座間敷哉伏而奉歎願義ニ御座候願之通り差免於被下ハ御運上之義被仰付次第月頭少シ茂無遅滞御納銀可仕義ニ御座候

次ニハ他借等御蔭を以返済可仕御重恩之程尚又難有仕合ニ奉存上候条御支所無御座候ハヽ御憐愍之御評議被仰付願之通被相済被下様御筋々宜敷被仰啓被下候義深重奉頼上候

卯三月　　北方宿　綱太郎
　　樵兵衛

御産物方御役所

（六）卯三月十八日北方宿庄屋村役の添書

乍恐奉願口上覚

我々義懸北方町住居仕居候樵兵衛綱太郎義先般熊副山請元被仰付候以仕繰等取懸リ漸ク砿内切羽附之手配古図相調ヘ近々出炭をも可有御座候半俄ニ御留山ニ相成候ニ付例ニ与取止候処　諸色高価之時節ニ而過半之物入之末ニ御座候ヘハ　他借諸払筋其外相嵩ミ候故　伝手を以借入等被相調ヘ非常之調義被□致火急之銀筋之分ハ相凌被居候ヘ共年々滞之末ニ而家居其外估却仕候而も中々足合不申其上両人共ニ家内数人罷在候ヘハ路頭ニ相立候通移合候而者気之毒千万ニ奉存上候　殊ニ樵兵衛亡父庄兵衛代ニ而ハ町中貧窮之者ヘハ色々見継（みつぎ）等致被来候家柄を只今及潰ニ候義如何ニも其儘難差置不便（ママ）千万難ケハ敷次第ニ奉存上候　依而寄り交々讃談仕見候処　当節狩谷山請元交代之由奉承知候ニ付、近来御用繁之御半難奉願上重畳恐入至極奉存上義ニ御座候ヘ共　右場所之義両人共与も願出差置候由ニ付御運上之義ハ被仰付次第少シ茂無疎通尚又我々与も取斗義ニ御座候条願之通御介抱被仰付於被下ハ御蔭北方住居之仕与相立可申於我々も御重恩之程難有仕合奉存上候条格別御憐愍之御評議を以如願被差免被下様御筋々宜敷被仰達可下義深重奉頼上候

卯三月　　大崎村　庄や徳右衛門
　　村役市次郎

御勝手方
御代官所　御役所
御産物方

（七）職人御奉行　卯三月二十日　多久町岩井半七

一岩井平七石炭拙方ニ付左之通り附付を以差出し候

本文願出之趣札入ニ相成候処狩谷石炭山焼各年ニ〆凡拾六万俵位ニ出来立テ候見積前ニ付而ハ請元益之内与銀立ニ而承候段引分御運上同様御産物方被取立四ケ年之間掘方被差免候半ハ束而金千百六拾四匁三分丈ハ随分相場之見積前ニ御座候夫迚益銀割合相減候而ハ請元之義ハ難渋可有之候ヘ共右之枠ニ而掘仕与を相調候而タライハンと申す細工道具出張之上被御買備ヘ相成居候而大小銃其外製作之砌相借等ニ被差出候義も於有之ハ細工賃其外格別下直ニ可相当自然ト御上下之為ニも相成義ニ而ハ有御座間敷哉尤いつ連之通御仕与達相調可被下此段致御達候　已上

（八）卯三月二十一日　小侍村住　大副山請元忠蔵

奉願口上覚

某儀前方狩谷石炭山請元被仰付候末志久村熊副山掘跡ヘ掘仕組被仰付右山間もなく掘尽之末大副山請元被　仰付旁御重恩難有仕合ニ存上候斯之御厚恩之末ニ付而ハ何レトモ一際御報恩ト奉存候得共大副山之義水砿ニ而大総之雑費ニ而其義不行届残念之次第ニ御座候　就而ハ容易難奉願上

恐至極奉存上候得共狩谷山当卯五月迄年季相満候趣ニ付而ハ元良右衛門
某へ五ケ年請元被仰付其後五ケ年打追良右衛門へ被仰付候縁を以請元被
仰付被下道ハ有御座間敷哉不顧之奉願儀ニ御座候　於其義ハ前所御重恩
之末ニ付而ハ請元益を以一際御報恩申上度所存ニ御座候条何卒願之通被
差免於被下ハ無是上重恩難有仕合奉存上候勿論御運上之義ハ被仰付次第
聊無遅滞御納方仕義ニ御座候条何卒格別之御評議ヲ以如願被差免被下様
御筋々宜被仰調可被下義深重奉願上候　已上

卯三月　　小侍村　忠　蔵

御産物方御役所

（九）卯三月二十三日　別府町　平蔵

乍恐奉願口上覚

某義別府町罷在蝋方商売相営御蔭を以押々相続仕候処　近年蝋方至而諸
方不景気ニ相成　存之通届兼家内多人数罷在相続方不手廻ニ而難渋仕義
ニ御座候　就而ハ恐至極容易ニ難奉願上奉存候へ共　狩谷石炭山義当五
月迄年限相満チ候由承知仕候ニ付跡山請元某へ被仰付被下道ハ有御座間
敷哉幾重ニも奉歎願義ニ御座候　願通被仰付候ハハ御運上之義可成丈差
部リ　乍恐石炭御仕組之掟相立方ニ而不叶義と奉存候ニ付　只今御定前
5相増御運上差上度奉存候ニ付粉骨相働キ御奉公可申上存念ニ御座候
次ニハ御陰を以不相替相続ヲモ可仕御重恩之程尚又千万難有仕合奉存上
候　勿論御運上之義ハ月頭ニ聊も無滞様御納銀可申上候　万一不埒等仕
候節ハ家屋敷持下地其外御支配被仰付候而何も不申上可く候条格別之御
仁恵被以願之通被仰付被下様御筋々宜敷被仰達可下義深重奉頼上候
已上

卯三月　　別府町　平　蔵

（十）卯三月二十三日　下多久村藤蔵

乍恐奉願い上口上覚

某義年来農業相営罷在候処近年病身ニ相成リ纔之商売を相行ひ押々相続
仕難有仕合奉存上候　就而者容易難奉願上恐至極奉存上候へ共御仕組狩
谷石炭山之義当五月迄年季相満候趣奉承知候　右跡山掘仕与被仰付被下
道ハ有御座間敷哉乍恐奉願上義ニ御座候　一体当春高野社御焼失ニ付而
ハ氏子村中之者供いづ連の方便ニ而と少々御寄進等申上度存念ニ御座候
へ共　地道貧窮零落之村柄ニ而何分其義不任力　誠ニ以残念千万之次第
ニ御座候　惣而ハ右請元被仰付被下候て益銀之間5四合丈年々村中へ補
助仕義ニ御座候　左ニ候へハ右金を村中之者供5御造営之砌御寄進申上
度奉存上且又御仁恵之御蔭を以村方をも一際振立テ可申御重恩旁難有仕
合奉存候　勿論御運上之義者被仰付次第無遅滞其時々御納銀申上義ニ御
座候条　前件之事情乍粋格別之御憐助を以て何卒願之通被差免被下様筋々
へ宜敷被仰達可下義深重御頼上候　已上

卯三月　　下多久村　藤蔵

庄や熊右衛門殿

村役新兵衛　殿

右之通奉願上義ニ御座候条於被差免者村方相応之助力相成義ニ御座候条
何卒願之通被仰付被下様本文ニ御座候　已上

庄屋　熊右衛門

村役　新兵衛

御産物方御役所

（十一）卯三月二十六日　御歩行　副島小太郎　原　権大夫

奉願口上覚

某共寄親吉岡三左衛門殿儀年来内證向不如意ニ而毎々知行替合之末只今ニ而ハ纔之相続米ニ相成　日用之義難被相弁拝借返上或ハ暫借等過分ニ有之如睦甲冐之御奉公難被申上参懸之上　一昨年火災ニ而武具其外一切焼失ニ相成又々大金之拝借等相願御蔭を以当用之武具等ハ被相備候得共世具其外有用之品ハ是又被相備候半而ハ日用不相弁彼是打重只様御逼迫ニ而乍是上家滅ニ相成外無御座御詰合之趣ニ而懸父共へ何レとそ方弁を以仕組相附呉候道ハ無之歟と御相談ニ相成候末父子打込相談仕拝借返上且又諸借銀高御相続米ニ引当見候處年々不足相成迚も如睦甲冐之御奉公ハ不及申　尓今家滅ニ相成外無御座乍憚相考へ気之毒之御事ニ御座候惣而ハ懸父其儀組内手余共相変与代とも相勤罷在候得者前所之御詰合を見張罷在義至極残念千万ニ奉存候得共近年懸父共病身ニ罷成自家相続方をも過半某共へ引譲罷在候位ニ而右様之大借引受相凌永続之基本相立之道仕差替之義何分相心得候而も不任心底　夫迚前條申上候通り銀穀之詰合ニ而家滅ニ相及候儀を乍承知其儘難聴止当惑至極之参懸ニ御座候依て難奉願御座候得共村山良右衛門へ被仰付置候石炭請元当五月迄年限相満候趣承知仕り幸御同人御給地ハ相懸り候場所之由ニ付　右跡山請元某共に被仰付被下候参道ハ有御座間敷哉只向奉歎願候　素与御運上之義被仰付次第納金申上義ニ御座候　於然ハ御蔭ニ右利潤を以致調達永続之基本相立候通り成丈左配仕組り次ニ某共相続之助とも相成旁御重恩千万難有仕合ニ奉存上候条御支所無御座候半ハ何卒格別之御憐愍を以て願之通被仰付被下様御筋々宜敷被仰達可被下義深重奉頼候　以上

副島　小太郎

（十二）卯三月二十八日　古賀津　伊三郎　　原　権太夫

某義古賀津罷在耕作片手ニ先年来石炭相扱御蔭を以家内押々相続仕難有仕合ニ奉存上候　惣而ハ川内山御仕与年限相満候由承及申候　就而ハ御仕組請元被仰付被下度奉願上候　右願之通被差免於被下ハ御運上之義ハ出炭俵懸御法之通少も無疎様被仰付次第相納可申候　偖又御運上ハ掘焼其外駄賃蔵敷等割合を以て請元益も被仰付候義と相見申候　左候へハ御運上自余並与ハ蔵敷口銭丈は為御奉ニ〆御益銀相増し通取計可差上奉存候　乍去自分与差継を以而御奉公も出来不申訳無御座候へ共何そ蔵敷口銭者差継と申義ハ無御座御仕組之御詮儀相立可申訳そと乍恐奉察候　且ヌ当今者石炭流行ニ而石炭蝋方御役人休泊相成候砌御私領御役人方御出等之節家居之間数無之不都合ニ而有之御不自由所可有之奉存甚タ気之毒ニ御座候へ共何分自由之普請出来不申次第ニ御座候　右石炭方ニ付而ハ薩州肥後与も石炭方役仝行毎々出入相成居候へハ津内不束ニ而ハ御外聞も有之旁ニ付一際振立候様年来爰限之念願ニ御座候へ共何分届不申　右山被仰付被下候ハハ御陰を以屹度仕組相附ケ津内繁昌家内相続仕リ御重恩之程幾々難有次第ニ奉存候条御仁恵之御評議を以何卒願之通差免被下様伏而奉歎願候条右之事情幾重ニも宜御憐察被成下何卒願之通被差免被下様御筋々宜被仰啓可下義深重奉頼上候

卯三月　　古賀津元　伊三郎

入札は慶応三年五月六日多久御産物方役所で行はれた。「当時帳」（稗田麟蔵の日記）の五月二日と六日記録には

「五月二日　晴天
同日産物方御用ニ罷出候、但シ狩谷山願出ニ上ケ切り御冥加金として入札ニ相成候通り此節御仕組ニ相成候由ニ而、高札之人ニ請元被仰付義と申渡ニ相成候。」

「五月六日　晴天
狩谷石炭山御冥加入札ニ付罷出候。」とあり入札会に参加している。多久産物方役所は、狩谷石炭仕組山の請元希望者を招集し、五月六日入札会のとりきめを口達している。

卯五月二日

一此度狩谷石炭山年季相満候ニ付而ハ数人願出之処地行御運上銀、俵ニ付銀七分之外ニ為冥加銀何程差上可申ゾ願出之面々入札之上高札之者へ請元被仰付御仕与前ニ付来ル六日右入札相整候様一統へ申達相成候就而ハ願面之向々御歩行原権太夫・副島小太郎・村山良右衛門・職人御歩行岩井平七・山崎米吉・小侍村忠蔵・北方宿樵兵衛・綱太郎・別府町平蔵・古賀津元伊三郎・下多久村藤蔵・北方宿麟蔵・莇原村初五郎・徳右衛門・儀助・庄兵衛・唯右ェ門〆五人連名ニ而　右之者共罷出候ニ付前所之次第御達相成候

附り　良右ェ門義ハ丸五ケ年請元被仰付條末ニ而自余高札之一倍ヲ越ス

忠蔵・麟蔵者大副山請元被仰付候末ニ付自余高札之五割増ニ致候半而ハ不相叶段申達相成候

五月六日

覚

一	正金	六百八拾六両三歩弐朱	下多久村　藤蔵
一	〃	六百七拾五両	志久村　米吉
一	〃	六百三拾両与銀六匁	多久町　平七
一	〃	六百三拾五両与銀拾匁	別府町　平蔵
一	〃	五百三拾五両三歩三朱	莇原村
一	〃	千両与銀五拾目（此高札ニ付請元被仰付候）	北方町　樵兵衛　綱太郎
一	〃	四百拾三両壱分壱朱	小侍村　忠蔵
一	〃	千百五拾両	北方町　麟蔵
一	〃	七百五拾三両弐朱（五割賃入レテ）	古賀津　伊三郎

右之通狩谷石炭山札入前ニ御座候　已上

卯五月十三日

一此度多久原村良右ェ門狩谷石炭請元年限相満候ニ付地行御運上銀　俵ニ付七分之外ニ冥加銀差上候様札入相成候処北方宿樵兵衛綱太郎舫ニ〆金千両与銀五拾匁高札被入候ニ付右両人之者へ舫請元被仰付候当卯六月5向申五月迄五ケ年被仰付候

就而ハ高札之者へ当六月5向五ケ年請元被仰付方ニ而可有御座哉惣而右高札金千両与銀五拾匁之処ハ別段被御引分置いづ連とぞ御仕与可成置歟旁吟味仕候如何可被仰付歟此段請御意候　以上

卯五月十四日

再来貴札致拝見候狩谷山石炭掘方請元年限相満跡請元願拾人余りニ相及

いつ連共被相決兼候ニ付　請元可仰付歟を被遂御吟味札入相成処北方町
樵兵衛綱太郎舫高札ニ付右之者共へ請元可差免歟被相伺候処　一体ハ御
伺通り　尤右御伺書内贔屓偏頗之条如何ニ付右を相除き今一応被差上候
様被仰出候ニ付被成御承知　今又別帋御伺書被差越候条可達　御聴由承
知御帋上を以申上候処被聞召届候
恐惶謹言　　梶原九郎左衛門
五月十三日
多久頼母様

卯五月十四日

伺覚

一狩谷山石炭掘焼請元之義五ケ年限を以　御前内村山良衛門へ被仰付置
候処　当月迄ニ而年限相満候ニ付跡請元被仰付被下度願出候者多人数
有之銘々奉願候趣向有之　其内之長ずる向ニ被仰付候而も可然御吟味
仕候へ共　地行俵ニ付御運上被相懸候外ニ何程か冥加銀差上可申歟願
出候面々入札為仕高札之者へ請元被仰付方ニ而可御座有吟決之上札入
被仰付候処別帋之通ニ御座候

前記の表「覚」に示された通り、開票の結果最高額金千両と銀五十目を入札した北方宿の深町樵兵衛・林田綱太郎舫が落札した。「此高札ニ而請元被仰付候」とある。

開札の結果は産物方役より、頭人、家老、領主へと稟議されて許可されたのであろう。両名は慶応三年六月から向う五年間、狩谷石炭仕組山の請元の宿願が叶えられた。

しかし狩谷山の経営に当って見ると、山は七十年間も採掘され、鉱内はひどく痛み、鉱口から切り羽までは八十間にもなり、石炭の運搬には余り長く、湧き水多く、鉱柱、鉱木は朽ち損じ取り替えねばならず、又炭鉱敷地の賃貸料、周辺の山林、田畑の損耗料や、運炭には使用する道路、橋梁など村方へ払う村補い、その他予想外の出費負担などで、請元の向後前途多難であった。

別紙願書附薄相調へ差出候

一浦狩谷石炭礦水抜之義先年小侍村恵助請元之砌大仕操相成候半而ハ深
ケ之炭立全分掘方不行届之由ニ而上ら大仕操被相調たる義ニ御座候
右之場所数年ニ相成材木朽損天井崩落居候　此節大副山棟梁紋蔵召呼
見積相成候処別紙積書之通仕繰入費相懸候由ニ御座候惣而ハ此度上ら
仮令大仕繰相成而茂　礦内引子相懸候半而者全分之水抜出来不申候由
ニ候ハハ其入費丈炭ニ相冠セ割引ヲ以何程歟御運上被相下通□□令可
候付先以礦内仕繰丈可相調歟此段御達仕候

卯五月

六月朔日

一狩谷山石炭之義当五月中迄ハ多久原村良右衛門年限中ニ付掘焼相調候
処当六月ら年限相満候ニ付跡請元之義北方町樵兵衛綱太郎両人之者共
被仰付候へ共最前冥加銀千両ト銀五十匁可相納筈ニ而皆式納金之上掘

方被差免御約定前之処尓今相納不申候付致皆納迄之間打追良右衛門掘方被仰付候尤前條之通り納金之上ハ何時ゟも良右ェ門義ハ引取候様相達被成候

一北方町樵兵衛・綱太郎両人之者共地行身元薄有之候へ共此度狩谷山石炭掘方ニ付金千両ト銀五拾匁之冥加銀高札被入候ニ付当六月ゟ山床掘焼被差免筈ニ候へ共前件納金尓今手段届兼候由ニ而相納不申勿論最前御約定之義ハ致納金候上ならてハ掘方不免候段厳達相成居候へ共今日迄相納不申ニ付致皆納迄ハ掘方不相叶段申付相成候

卯五月三日

我々義狩谷石炭山請元被仰付重畳難有仕合ニ奉存上候　然処諸補筋相対ニ而相極候様被仰達奉畏候　讃談仕候処村方道橋諸補之義ハ押々相決罷材候へ共田地補之場ニ相成村方ゟヒ申出候銀米高与我々之存念与過分ニ相違仕候乍去前断被仰出候旨ニ御座候ニ付是等之義ハ難奉懸御難題成丈相対ニ而余程相極メ慶申談候へ共　案外之間違ニ而何分其義不行届迷惑ノ参懸ニ御座候　惣而ハ差附ゟ奉懸御厄害之義甚タ恐至極千万ニ奉存上候へ共　田地補之義ハ何程歎御役筋与御定ヒ下候参道ハ有御座間敷哉伏而奉願義御座候　於然ハ御蔭ヲ以山元掘仕与相弁ジ尚又御仁恵難有仕合奉存上候条何卒前断之事情御憐察ヒ成下如願ヒ差免ヒ下様御筋々宜ヒ仰達可下義深重奉願上候

卯五月　　樵兵衛
　　綱太郎

我々義狩谷山請元被仰付難有仕合奉存上候　就而ハ御納金皆式相納迄者掘仕組不相叶候様被仰達畏入り余程銀調相整罷在義ニ御座候へ共御日限相迫シ不埒千万之至リ奉恐入義御座候依之近比難奉願上重畳恐縮至極奉存義ニ御座候へ共右御納金之義当六月中御猶予ヒ仰付ヒ下参道者有御座間敷哉奉歎願義御座候条何卒御仁恵之御評議被成下願之通被相済ヒ下様御筋々宜ヒ仰達可下義深重願上候

卯六月　　北方町　綱太郎
　　樵兵衛

今船（六月七日）狩谷がら炭之義ハ先般委細奉願候通り　右炭掘場所代々下地村受ニ而焼場水下之田畑ハ御知行下地自作之地面ニ而御座候　然処北方町樵兵衛綱太郎与冥加銀皆納相成迄之間　良右衛門打追ヒ仰付候趣奉承知候何歎ト申上候訳ハ其断無御座候へ共右人何日迄掘焼有之哉　村補其外之義差分ケ兼村方難渋義ニ御座候　依之近比難奉願上御座候へ共別帋之通り千両丈一先納金申置候ニ付樵兵衛・綱太郎ゟ納金并補等取〆相成迄之間我々ニ掘焼ヒ仰付ヒ下参道ハ有御座間敷哉只管奉歎願義ニ御座候　御運上其外御約定通り聊モ無疎様納銀可申上候村補之義ハ相対ニ而申談候可何卒願之通被仰達ヒ下様御筋々宜ヒ御達可下義深重奉願上候

卯六月　　初五郎
　　莇原村　清右ェ門
　　義　助
　　庄兵衛
　　唯右ェ門

七月朔日

一金七百五拾両

狩谷山請元樵兵衛綱太郎納メ但金千両ト銀五拾匁冥加相納候ニ付請元ヒ仰付候処　先以右丈相納候

一金弐百五拾両銀五拾匁

右両人之者共銀調届兼難渋之次第願出候付右冥加銀千両ト銀五拾匁之内九月中銀御猶予相成候

てん末

五月六日入札日の高札は千百五拾両の麟蔵であった。前掲にあるように忠蔵と麟蔵は北方町大副石炭山の現請元であるとして、あらかじめ評議によって高札の五割増しとのハンデキャップが付けられていた。従って入札金千両と銀五十匁の樵兵衛・綱太郎舫の両名が落札した。両名は宿願が叶えられて、慶応三年六月から五年間狩谷石炭山の請元となったが、着手して見ると思はぬ難関が前途に立ちふさがっていた。それは北方町の自宅からほど近い熊副石炭山とは違い、同じ多久領内とはいえ、馬神峠を越え十五粁程もある山間地にあり地区外で、この土地の住民にとっては見なれぬよそ者で地元との交渉ごとは話がかみ合はない。石炭山は七十年あまり掘り続けられた為に、鉱口から切羽までは八十間余にもなる遠鉱で、鉱道はひどく痛み湧水が多く炭の採掘は非常に危険であったものと思われる。この事については次のように記録にある。「浦狩谷石炭礦水抜之義先年小侍村恵助請元之砌大仕操相成候半而ハ深ケ之炭立全分採方不行届之由ニ而上与大仕操被相調たる義ニ御座候右之場所数年ニ相成材木朽損天井崩落居候　此節大副山棟梁紋蔵召呼見積相成候処別紙積書之通仕操入費相懸候由ニ御座候惣而ハ此度上与仮令大仕繰相成而茂、礦内引子相懸候半而者全分之水抜出来不申候由ニ候ハハ其入費丈炭ニ相冠セ割引ヲ以何程歟御運上被相下云々」とある。

なお炭山には納屋・勘場・風呂場・柱木置場・貯炭場などの用地のほか、特に焼がらを生産するので、石炭を窯で焚くため煤煙で周辺の山林の樹木や田畑の作物に被害をあたえ、鉱口から流れる吐き水で下流の田地にも被害があり、運搬する道路や橋梁の損耗に対する地元の村方に補う費用は容易なものではない。

請元は冥加金千両と銀五拾目を約掟の期日までに納入することが出来ず、七月に七百五拾両を納めたが、なおも資金の調達が難しく八月まで残金二百五拾両と銀五十目の猶蕷を産物方役所に願い、許されたがそれもめどがたたづ遂に請元を返上せねばならなかった。樵兵衛・綱太郎舫元願い書「乍恐奉願上口上覚」や大崎村庄屋・村役の添書にある熊副石炭山請元を出産間際に山留になり、窮策として狩谷山に望をかけたが、再度の望も叶わず失敗に終り哀れである。

請元の交代

多久領の財源を得るため狩谷石炭山は、残された唯一の山であり、時勢は緊迫しつつあり是非とも再興せねばならなかった。この事態の収拾に当った。

多久産物方役所は役人を派遣し、稗田麟蔵に跡山を引き継ぐよう説得に当っている。

「当時帳」には麟蔵は次のように誌し、受託している。

四日（慶応三年九月四日）雨天
狩谷がら山一條ニ付而石田仙衛門殿
三日朝より出張ニ相成候而、某江請元
引請呉候様曲而相談ニ相成某未、飯
守十兵衛殿与両人立入ニ相成り一通
り約定相究メ候

約定手形写シ

一正金千両与銀五十匁
右ハ多久御産物方江徳用願ニ付而
前御冥加として右丈入札之上高札
ニ付而調達ニ可相成事
一〃
右村方補地方道橋其外補
一〃百両
右ハ村山良右衛門ら地代其外勘場
諸道具代金別紙アリ
一〃
右ハ掘子へ貸越銀
一〃
右者焼がら壱俵ニ付補として銀五匁ツツ
両人前として月頭月頭野取帳改メ
聊無間違可相渡約定前尤生炭御仕
組ニモ相成候節ハ百斤ニ付がら炭
弐俵半之割合ニ而補同断
一〃
右者新靄ハシ其外相調之品ハ元直段ニ〆相渡約定前
一〃
右此節新ニ出来立勘場之儀者諸道
具銀高以受取約定
一〃百両
右者諸雑用之内仲人打分ヲ以請取約定
右之通り狩谷御仕組山請元引譲り義仲人打分ケヲ以書載之通り其紛
無御産候就而ハ雑用金之内百両〇ニ受取申候後日為無異乱請人相立
一札差出置申候　以上
依約定如件

本人（深町樵兵衛判
　　林田綱太郎判
受人（飯守十兵衛判
　　津山　嘉兵判

稗田麟蔵殿
右之通り一紙相認メ此方江被相渡候慥ニ受取置候但シ御産物方下役
石田仙衛門殿元来ら私宅出張ニ相成右請元引譲相談之儀曲而御相談
ニ相成候ニ付而無余義右之條相究メ候

此分ら遺シ置候約定写シ

このようにして跡山の引き継ぎは、いとも簡単におわり、九月より山

入りすることになった。

このわけは樵兵衛・綱太郎は麟蔵と毎日顔を合わせる隣人であり請人となる飯守十兵衛、津山嘉平も同様で極く親しい間柄であった。詳しく言えば、飯守十兵衛は当時北方郷大庄屋であり我が家の前の家造り酒屋であり、津山嘉平は西隣で大副炭鉱の勘場を麟蔵がまかせていた。樵兵衛の家はまん前で、綱太郎の家も真近くで百米位の処にあった。樵兵衛の父庄兵衛も昔から大崎村の町浦の坪の炭鉱を採掘していた。身分は足軽で長崎街道北方駅の郡次別当の役を務め、駅次の役をもとりしきっていたと聞いている。

何れも皆親しい隣人同志であり、多久御産物方役所でも充分承知していたのであり、狩谷山の事態を収拾するため前もって麟蔵に相談をもちかけていたからであろう。

麟蔵は北方町の大副炭鉱を盛大にし間も無く掘り尽して、狩谷炭鉱の跡を引き継ぎいろいろな障害を克服し、炭鉱の経営は軌道に乗った。慶応四年戊辰即ち明治元年八月改元、版籍奉還など明治政府の統治下に置かれ、領主の統制力がなくなり、多数の民間による炭鉱が勃興し、一時期混乱はあったが、ひたすら経営の合理化を計った。一例として周辺多久の炭鉱同業者と計って、石炭の販路拡大のため運炭舎を起し、石炭の輸送を近代化するために、長崎の英国商社グラバー社と交渉し、狩谷山周辺の石炭を古賀津迄六粁の鉄道建設を計画し、明治八年政府に上進したが、外国資本の導入を拒否したのか、この件は差しもどされた。麟蔵が狩谷の跡山を引き継いだ頃、炭鉱夫や村人達に唄われたというざれ唄が残っている。

山は山々幾山あれど　金の成る山麟蔵山

深町樵兵衛さんな　きんきらもたぢ

炭の出ぬ山やめんさい

如何にも山請元達の明暗二路を象徴しているようにおもわれる。